



ブラジル外交関係樹立120周年

移民受入の下地となった修好通商航海条約



日ブラジル外交関係樹立120周年

両国で記念事業

9月12日にサンパウロで花火祭り

1895年11月5日、日本とブラジルの間に修好通商航海条約が締結され、本年は120周年にあたる。両国で、「日ブラジル外交関係樹立120周年」として記念事業が催される。

19世紀初頭にポルトガルから独立したブラジル帝国は、1888年、欧米にならって奴隷解放を行ったが、そのため生じた労働力不足は農園主の不満を招き、それに端を発した革命により、89年帝政から共和制に移行した。その後ブラジル合衆国政府は、移民を労働力として積極的に受け入れた。また、1894年からは、移民送出を希望する各国の移民会社はブラジル各州の政府と個別に契約することとなった。

ブラジル側では日本移民の受入れ態勢が整っていたが、両国間に正式な国交が無いことから、日本はブラジルからの移民送出要請に応えることができなかった。そこで1895年11月5日、パリにおいて、曾禰荒助駐仏日本公使とアルメイダ駐仏ブラジル公使との間で、「日伯修好通商航海条約」(日本国及伯刺西爾合衆国間修好通商航海条約)が調印され、同条約をもって正式に国交が樹立されたのである。この条約は1897年2月に批准書交換が行われ、ブラジルに日本公使館が設置され、8月には初代公使珍田捨巳が着任した。

初期の駐ブラジル日本公使の主な任務は、ブラジルが日本移民送出に適するかどうか調査することであったが、ブラジル公使館が設置された19世紀末にはコーヒー価格の暴落による恐慌があり、初代珍田、二代目大越成徳いずれも日本移民送出には慎重であった。しかし、三代目公使杉村濤は1905年6月30日に提出した「南米伯刺西爾サンパウロ州移民状況視察復命書」において、当時北米やハワイで排斥されていた日本移民にとって、サンパウロ州が新たな移住地として「天与の楽郷福土」になるとの期待を寄せた。この「復命書」は新聞にも報じられ反響を呼び、ブラジル移民の推進を加速した。

かくして、1908年、第一回移民船「笠戸丸」により、日本人のブラジル移住の歴史が始まった。条約締結は移民送り出しの下地となったのである。

今年で第18回となるフェスティバル・ド・ジャポン(日本祭り、ブラジル日本都道府県人会連合会主催)は「日伯120年の絆」をテーマに7月24～26日、サンパ



サンパウロで7月に行われた日本祭りの鏡割り。中央は梅田駐ブラジル大使。写真提供:サンパウロ新聞

ウロ市で開催され3日間で18万人を集めた。

9月12日には、ブラジル側の同記念事業委員会(委員長=梅田邦夫駐ブラジル大使)が主催する、記念事業のハイライトとなる「花火祭り」がサンパウロ市内のインテルラゴス・サーキットで開催され、1万人(主催者発表)が訪れ、4500発が打ち上げられた。花火は、日本人デザイナー、コシノ・ジュンコによりデザインされたもの。

会場ステージでは、三味線や剣舞など日本の楽器やパフォーマンスを取り入れた日本のグループ「KAO=S」が公演し、和牛ステーキやたこ焼きなどの屋台トラックが出店。和太鼓のワークショップや切り紙教室。ホンダの提供によるアイルトン・セナが乗ったF1車の展示や、サンリオ・ブースでは着ぐるみのハロー・キティが人気を呼んだ。

10月末から、条約が調印された11月5日を含む日程で、秋篠宮同妃両殿下がブラジルを訪問されることが発表されており、ブラジルを皇室が訪問するのは、2008年6月のブラジル日本移民100年祭時に皇太子殿下が訪問されて以来となる。

10月27日から、当協会が主催する第56回海外日系人大会において最終日の29日に行う「国際日系歌謡祭～世界に響けニッケイの歌声」も、120周年記念事業に認定されている。

同大会に世界各地より参加する日系人と国内の日系人が、1等賞金10万円をかけてノドを競うカラオケ大会で、第一興商の提供により、カラオケボックスで人気のシステムDAMを使用する。

観覧はどなたでも出来、入場無料。ゲストのプロ歌手による歌も予定されている。

録的豪雨で生徒が洪水被害

常総市のブラジル人学校

当協会で緊急募金

9月10日から11日にかけて、台風18号から変わった温帯低気圧と日本の東を北上する台風17号の影響で、避難指示が発令された茨城県では、常総市で鬼怒川が決壊。洪水となり、取り残された人が屋根の上で救助を待ったり、電柱にしがみついたまま動けなくなったりする様子や、自衛隊のヘリコプターで救助される様子などがテレビで放映された。

茨城県常総市は、人口約6万2000人のうち外国人人口は4000人。ブラジル人が最も多く、約2000人が生活する。

16日に取材に入ったサンパウロ新聞によると、日系人の死者はなかったが、120人近くが避難所に避難したという。

常総市には日本ハム、クボタの協力会社で働く日系ブラジル人が多く、ブラジル人学校「エスコラ・オブソン」には120人の生徒が学んでいる。同校の村上マユミ校長によると、教職員、父兄の適切な対応で生徒全員が河川決壊前に無事



屋根を残し水没したスクールバス

帰宅したが、避難生活を強いられた生徒もいるという。浸水を免れた校舎には、ブラジル人家族2組と日本人の家族1組が避難した。

そんな状態の中で、学校は、大型連休最中の9月21日月曜日から再開。日系人の働く会社の多くが、連休より稼働を再開したからだ。共稼



水が引いた後の同所。どれほどの水が押し寄せたかわかる

ぎの多い日系人のため、ほとんどのブラジル人学校が、託児所の役割も負っている。

当協会では、被災した日系人のための募金を受け付ける専用の口座を開設した。

集まった募金は、茨城県常総市のブラジル人学校「エスコラ・オブソン」に寄付し、生徒たちの支援に役立ててもらおう。

台風18号大雨被害緊急募金

【振込先口座】

銀行名：三井住友銀行

支店名：横浜中央支店

口座種別：普通

口座番号：114898

口座名義：ザイ) カイガイニッケイジンキョウカイ

クレジットカードでも寄付できます

クレジットカードでの決済は、1口1,000円として承ります。ご希望の方は当協会ホームページ、トップ画面右横の「台風18号大雨被害緊急募金」ボタンをクリックしてください。

<http://www.jadesas.or.jp/>

2016年度JICA日系研修員募集始まる!

ーシャルビジネスと日系団体運営管理、

食を通じた日系団体婦人部活性化など新コースも

独立行政法人国際協力機構(JICA)が、地方自治体やNGO、大学、公益法人等の団体、民間企業の提案を受けて、中南米の日系人を対象に実施する日系研修員受け入れ事業の2016年度の募集が開始された。グループで研修を受ける集団コースと、個人で受ける個別コースをあわせた受け入れ数は、2015年度並の約130人となる見込み。

当協会がJICAに提案し採択されたのは、集団コースが、幼児教育、日系継承教育(教師育成I~III)、日系日本語学校の運営管理、ソーシャルビジネスと日系団体運営管理、食を通じた日系団体婦人部活性化、日本式経営哲学の8コース。個別コースが、日系医学、歯学、保健福祉(以上、長期、短期あり)、移住資料保存・整理技術、中小企業連携促進のための日系技術者、中小企業連携促進のための企業法務(以上、短期)で、長期、短期合わせると9コースとなっている。(※長期は90日以上)

募集は、南米各国のJICA事務所で受け付けており、上半期来日分の募集は概11月末~12月初頭が締め切り。

ソーシャルビジネスと日系団体運営管理、食を通じた日系婦人部活性化は、初の提案であり、従来日系農協の中堅実務者や、日系団体の婦人部に対して行ってきた研修コースを、現地日系社会のニーズを踏まえて、さらに内容を深化させ、より多くの人が参加できるよう、対象を広げたもの。

中南米への進出を考える日本の中小企業と、現地でのパートナーとなる人材の交流を通じて、企業の進出をサポートし実現を促進するためのコースも、日系技術者、企業法務、日本式経営哲学と複数実施することになっており、様々な分野の技術者や企業の職員や経営者、法務実務者の応募が期待される。



2015年に当協会が受け入れ、実施した日系農協中堅実務者コース

在日
ニッケイ人は
今...

第2回NFSA日本語スピーチコンテスト開催

テーマは「僕の夢」、「私とラテンアメリカと日本」

日本財団留学生会(NFSA)が主催する「第2回NFSA日本語スピーチコンテスト」が今年も9月27日(日)に東京都港区赤坂の日本財団ビルで開催された。

日本国民と共に働き、学び、日本社会及び日本文化に深く接している20万人以上の日系人を中心としたラテンアメリカ出身の日本語学習者に、日頃の成果を発表する貴重な機会としてもらうと同時に、発表者と聞き手が日本とラテンアメリカにまつわる多様な考え方や経験を共有することにより、在日ラテンアメリカ人と日本人の相互理解・交流を促進し、双方が新たな視点を見出す機会とすることを目的としている。

NFSA事務局は「多文化共生の在り方が問われている日本において、文化や習慣の違いについて相互理解を深めることが、住みよくなり、より良い社会の実現につながる」と期待する。

7～10歳の子どもカテゴリー8人が「僕の夢」をテーマに、11～15歳のBカテゴリー9人、16歳以上のAカテゴリー3人が、「私とラテンアメリカと日本」のテーマで、日本語の発表を行い、それぞれの日本語学習の成果を競った。

子どもカテゴリーで優勝したのは、埼玉県児玉郡上里町のブラジル人学校ティーエス学園(斎藤俊男理事長)小学部で「モデルと警察官になること」の夢を語ったブラジルの大城カミラ愛美さん(10)、Bカテゴリーは同じくティーエス学園中等部で「ブラジルと日本のいじめの違い」を語った一色タミアさん(14)、Aカテゴリーは静岡県浜松市のペルー人学校ムンド・デアレグリア(松本雅美校長)の久手堅ユウジさん(18)だった。久手堅さんは日系ブラジル三世。二世の両親は1994年に来日したが、母親は日本の暮らしになじめず、ユウジさんが2歳の時、ユウジさんを連れて帰国した。6歳の時、再び母と来日したが、



スピーチコンテストに参加したみなさん。応援にきた家族といっしょに

日本語が分からず、学校を嫌って度々逃げ出した。あるとき教室を見渡し「自分には友達が一杯いる」と気づき、それ以降、日本での暮らしが楽しくなったという。

外国人は日本語が出来るようになって、日本では当たり前の日本の習慣やルールが分からない。日本人は、そのことに気づかない。ユウジさんは「当たり前」という「壁」と表現した。「日系人の仲間に日本の真実を教え、(社会に参加するよう)背中を押してやる人になりたい」と、スピーチを締めくくった。

上位入賞者は、10月29日に千代田区永田町の憲政記念館で行われる第56回海外日系人大会3日目の在日日系人子ども発表会でスピーチを行うことになっている。衆参両議院議長が主催する大会参加者歓迎昼食会にも招待される。

賛助会員のご案内

海外移住の歴史や、世界各地の日系社会・日系人、在日日系コミュニティ等に関心のある方。海外日系人協会の行う各種事業への支援を通じて、日系社会や移住者・日系人とのかかわりを通じた国際理解・国際交流活動に参加しませんか？ 私たちの活動をご支援いただく賛助会員を募集しています。

賛助会員制度の目的

国内、海外を問わず、当協会と移住者および海外日系人(団体を含む)の活動に関心を有する企業、団体、個人等との交流ネットワークを構築し、相互の理解を深めるとともに、海外日系人とのより良い交流・親睦及び協力の推進に資することを目的としています。日本国内の賛助会員には、海外日系人大会初日に開催する、皇室をお招きしての日系人の皆さんとの交流会に参加いただけます。

◆会員の特典◆

- その1.海外日系人大会のレセプションにご招待します。
- その2.「ニッケイネットワーク(海外日系人協会だより)」(年4回発行)をお届けし、私たちの活動や国内外における日系社会の動向等をお知らせします。
- その3.当協会が発行する刊行物の割引販売をいたします。

会員の種類と年会費

- ①企業団体:30,000円/1口
- ②公益団体:10,000円/1口
- ③個人:10,000円/1口

海外日系人協会は「公益財団法人」の認定を受けており、当協会への賛助会費は税制上の優遇措置の適用を受けることができます。

※賛助会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を、当協会が行う当該年度の公益目的事業を遂行するために使用させていただいております。

会費払い込みがクレジットカードでできるようになりました!

当協会ウェブサイトの「賛助会員ご案内」ページより、オンライン申し込みフォームを開き、必要事項をご入力の上お支払い方法欄の「クレジットカード」をご選択ください。

↓↓↓ WEBサイトからのお申し込みはコチラ ↓↓↓

<http://www.jadesas.or.jp/about/sanjokaiin.html>

従来通り、銀行・郵便局口座へのお振込みも

お振込みの場合は、下記指定口座のいずれかに賛助会費を納入いただきますようお願いいたします。なお、ご登録の内容に変更がある場合は、変更後の情報(ご住所・ご氏名等)をご記入の上下記住所までお送りくださるか、下記メールアドレスまでご連絡ください。

入金先	口座番号
郵便振替	00100-5-703428
口座名義	公益財団法人 海外日系人協会

入金先	支店名	口座番号
三菱東京UFJ銀行	横浜	(普)4472220
三井住友銀行	横浜中央	(普)0110749
みずほ銀行	横浜	(普)2530298
口座名義	ザイカイガイニッケイジンキョウカイ	

お申込・お問合せ

公益財団法人 海外日系人協会 総務部
〒231-0001 横浜市中区新港2-3-1
TEL:045-211-1780 FAX:045-211-1781 e-mail:info@jadesas.or.jp
公益財団法人 海外日系人協会 <http://www.jadesas.or.jp>

3年目を迎えたCIATE介護研修

そろそろ秋になりますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。日本の夏は猛暑日が多く、体調を崩された方も多かったと聞いております。サンパウロでも、まだ冬も終わらない8月のうちから暑い日が多くなっておりました。

日本語で実施

今回はCIATEで7月に行った介護講習について紹介いたします。CIATEでは年に1~2回介護講習を実施しています。これは日本において介護の求人が多いことから、当地から日本への就労を目指している方を対象に、日本の介護実務に関する講習会を実施するもので、今年で3年目。これまでに実施した介護講習は、すべて日本人の講師が日本語で実施していました。

日本人の講師が日本語で講習を行うことは、日本での就労を目指す受講者のみなさんにとって本番と同様の環境で介護の実務を経験していただけるというメリットがあります。しかし、受講者にとっては外国語である日本語で講義を行うことで、講習自体の理解度が低下してしまうという問題もあります。そこで今回は、初めての試みとして、日本とブラジルの両国で介護実務の経験を有するシズネア・マリア・モレイラ・イシザキ氏を講師に招き、受講者にとっての母語であるポルトガル語での介護講習を行いました。

7月はブラジルでは冬休みの時期で、学校は丸1カ月の間休みに入ります。子どもの学校が休みなので、親も一緒に休みを取るという方も多いようです。CIATEではこの時期を利用し、7月7日から30日にかけて、毎週月曜日、火曜日、木曜日の3日間、9時30分から15時30分にかけて、合計55時間の介護講習を行いました。CIATEを利用して求職活動中の方を含む合計8名の方が講習に参加しました。講習期間中には、座学だけでなく、実際に介護の実習を行い、受講者全員でブラ

ジルの介護現場の見学にも行きました。途中1名の方が介護以外の分野で日本に就労することが決まったため脱落してしまいましたが、残り7名の方は最後まで受講して、介護講習を修了することができました。

CIATEに日本への就労の相談にいらっしゃる方も、まだ

日本への就労を検討しているという段階の方が多く、就労を希望されている方にも年齢、言葉、地理といくつかの壁があって簡単には就労につながりません。

この先どのように変化していくのか見通しにくい状況ではありますが、CIATEとしては、今後も当地でしっかりと日本の就労に関する情報を提供していきたいと思っております。

日本の現場をイメージ

今回の講習を受けた受講者のほぼ全員が日本語の日常会話には問題がない方でした。しかし、母語であるポルトガル語で講習を受けることで、介護講習の内容をより深く理解することができたようです。

現在のところブラジルでは看護と介護が十分に分離しておらず、介護が専門性を有する職業であるという意識はあまり高くありません。受講者のみなさんも、今回の講習を受けるまでは、介護という仕事の具体的なイメージは持っておられなかったようです。講師のシズネア氏も、ブラジルでは介護職にある方が家政婦のような扱いを受けることもあると指摘していました。

しかし、実際にブラジルの介護現場を見て、講師から母語であるポルトガル語で日本の介護現場についての説明を受けることで、受講者のみなさんには日本の介



終了証を手にする受講生。中央は永井康之CIATE専務理事

護現場で働くということに関するイメージを十分につかんでいただけたと思います。

現在大学でマッサージの勉強をしているある学生は、夏休みを利用して介護講習を受講してくれました。この受講生は、介護講習の後、来年大学を卒業したら今回の講習の経験を活かして日本の介護現場での就職を目指したいと感想を述べていました。

また、別のある受講生は、今年の10月に渡航して現在日本で暮している娘さんと同居する予定です。今回の講習を受けて、渡航後は日本で介護の仕事を探してみたいと思うようになったそうです。

ブラジルも高齢化社会に

現在のところブラジルでは日本のように高齢化はすすんでいません。しかし、少子化は急激に進んでいるため、将来的には人口の増加が停止し、高齢化社会がやってくると言われております。日本の介護現場で就労し、先進的な介護の技術を身につけることは、日本での生活の助けになるだけでなく、ブラジルでも役に立つだろうと思っております。

受講者のみなさんが今回の講習で得たことを活かし、近い将来日本の介護現場で活躍してくださることを希望します。

Divórcio e Advogado

離婚と弁護士

相談センター 山形エレナ

(公財)海外日系人協会 **日系人相談センター**

■相談受付 月曜日～金曜日(土・日曜、祝祭日を除く)
14:00～17:30

■対応言語 ポルトガル語、スペイン語、日本語

■電話番号 045-211-1788

各地の相談窓口で役立てていただけるよう、ポルトガル語で連載しています。意識を付記しますので、日本語が不十分で似たような問題で困っている方がいれば、ぜひ、教えてあげてください。

Q Eu e minha esposa viemos ao Japão assim que nos casamos, aqui tivemos um filho que hoje está com 5 anos. Devido a vários fatores, desencontros de horários (ambos trabalhamos de dia e noite alternadamente), discussões, etc a situação foi se tornando delicada, até que ela saiu de casa com uma outra pessoa e levou consigo meu filho. Estou de acôrd com o divórcio, pois já que não estamos nos entendendo, a melhor saída é nos divorciarmos, porem estou muito inseguro com relação ao meu filho, pois quero o direito de poder ve-lo, passar alguns dias junto, participar de seu crescimento, etc. Por sermos os dois brasileiros, ouvi dizer que o Consulado Geral do Brasil faz o divórcio, neste caso é possível? Ou há como me divorciar no Japão? Poderia me indicar um advogado para poder me consultar e se possível contratar os seus serviços?

A No Japão o processo de divorcio é bastante simples quando ambas as partes estão de acôrd, não sendo necessário entrar com o processo no tribunal. Porem, quando se trata de divorcio entre brasileiros, poderão dar entrada no processo de divorcio no Consulado Geral do Brasil, desde que atenda alguns requisitos (não ter filhos menores ou deficientes, não ter bens a compartilhar, entre outros) e após a obtenção da sentença, ser homologada no Supremo Tribunal da Justiça do Brasil através de um advogado. No seu caso, por estar envolvida uma criança menor de idade, não atende os requisitos do Consulado. O divórcio entre dois estrangeiros, poderá ser feita no Tribunal da Vara da Família do Japão, e após a sentença, deverá ser homologado por uma advogado no Supremo Tribunal da Justiça do Brasil.

※Recomendamos o Advogado Tatsuya Otake (ex

Diretor do CIATE) que entende o idioma portugues, e há alguns dias atrás recebemos a ligação do requisitante que a 1ª audiência havia sido marcada para início de outubro.

相談 私と私の妻は結婚と同時に日本にきました。そして日本で子供が生まれ、その子は現在5歳になります。いくつかのことが原因で、例えば、時間的ずれ違い(二人は交互に朝からは晩まで働いていました)や口論等ですが、状況が悪化し、とうとう妻は子供を連れて家を出て他の人のところに行きました。もうお互いが理解できませんので最良の解決方法は離婚だろうと考えています。しかし、子供のことが不安です。私は子供に会い、何日かを一緒に過ごし、子供の成長に関わる権利を得たいと思います。私たちは二人ともブラジル人ですので、ブラジル領事館で離婚できると聞きました。私どもの場合、それが可能でしょうか。そうでない場合日本で離婚する方法がありますでしょうか。また、相談でき、契約できる弁護士がおられましたら教えて頂けないでしょうか。

回答 日本では、両者が離婚に合意している時は、離婚手続きは比較的簡単で、裁判所で手続きに入る必要はありません。しかし、ブラジル人が離婚する時は、いくつかの要件を満たしていれば(未成年の子や障害を持った子がいない、あるいは分割すべき資産がない等)ブラジル領事館で離婚手続きを始めることができ、裁定を得ればそれを、弁護士を通じてブラジルの連邦高等裁判所で認証してもらうことが可能です。貴方のケースでは未成年の子がいますので、領事館手続きの要件を満たしません。この場合、外国人間の離婚は日本の家庭裁判所で行うことができ、裁定を得た後、弁護士を通じてブラジルの連邦高等裁判所で認証してもらう必要があります。

(注)この方には、ポルトガル語がわかる大嶽達也弁護士(前CIATE専務理事)を推薦しました。そしてこの方から数日前に、第一回目の審理が10月初めに行われることになった旨連絡がありました。

河村建夫理事衆議院議員在職25年



松本幸四郎さん(右)もお祝いにかけつけた

衆議院議員で日伯国会議員連盟幹事長の河村建夫当協会理事の議員在職25周年と予算委員長就任を祝う会が7月30日、東京都港区のホテル・オークラで開催された。

石破茂地方創生担当相、舛添要一東京都知事、伊吹文明元衆議院議長、安倍晋三内閣総理大臣が挨拶し、亀井静香元金融担当相の挨拶で乾杯を行った。

衆議院議員勤続25年表彰を受けた議員は国会内に肖像画を掲示することを許されるが、会場では、日本画家の福田千恵氏による肖像画が披露され、歌舞伎俳優の松本幸四郎氏など、各界の著名人がお祝いの言葉を述べた。

「中南米日系人を応援する

議員連盟」が発足

自民党の衆議院議員40名、参議院議員14名からなる「中南米日系人を応援する議員連盟」が発足。7月14日に設立総会が行われた。

発起人は、高村正彦、河村建夫、岸田文雄、宮沢洋一の各氏で「中南米の日系人に対する日本政府からの支援が近年低減し、日本事情の理解、日本語交流、日本関係者との交流が十分行っていない現状を改善し、日系人の活動を応援

日系社会
Topics

し、日本との絆を次世代に亘り、確かなものとしていく」ことが設立趣意書に述べられている。

会長は河村建夫衆議院議員(衆議院予算委員長、日伯国会議員連盟幹事長)、幹事長は宮沢洋一参議院議員(前経産相)、事務局長は若林健太参議院議員。

横浜・バンクーバー姉妹都市提携
50周年記念企画展示

「TAIKEN体験-カナダ日系移民
未来につなぐ道のり」を開催

JICA横浜海外移住資料館

本年は1965年に横浜市とバンクーバー市が姉妹都市提携を結んでから50年になる。

JICA横浜海外移住資料館では、これを記念し、横

浜・バンクーバー姉妹都市提携50周年記念企画展示「TAIKEN体験-日系カナダ人 未来へつなぐ道のり」を10月24日(土)から2016年1月24日(日)まで開催する。

カナダの日系文化センター・日系博物館の協力を得、カナダ日系人が自ら歩んできた道のりを、次世代に伝承するために制作した同館の常設展示パネルをほぼそのまま再現する。

日本からカナダへは、戦前までに約



36,000人が移住し、第二次世界大戦中はアメリカと同様、ブリティッシュ・コロンビア州海岸から100マイル(約160km)以内の地域に住む、およそ12,000人の日系人が強制収容所に移動させられたが、アメリカのように、兵役に志願することはできなかった。

1988年、カナダ政府は第二次世界大戦中の日系人への不当な扱いを謝罪し、個人だけでなく、日系社会に対しても補償金を支払った。

本の紹介

「ガリンペイロ(探金夫)体験記」

アマゾンのゴールドラッシュに飛び込んだ

日本人移民

杉本有朋著

近代文藝社刊 四六

判型/ハードカバー/

本文318頁

1700円(税別)

1955年にブラジル

に移住した筆者は、60年代にパラナ州ロンドリーナに鮮魚の販売で一財産を築いたが、81年、50歳を過ぎ「あとは人生のおつり」と一攫千金の冒険の旅に出る。

「金銭・物質欲のない純粋な冒険・探検家とは本質的に違います。私の行く先々には金銭欲丸出しの強欲者ばかり、強盗、強奪横領、裏切り行為は日常茶飯事・・・」とまえがきにあるように、荒くれ者どもの集まる無法地帯を想像するガリンペイロ(探金夫)の世界。しかし、その実は生活弱者同士の連帯があり、ブラジルらしい人情味にあふれるものだった。

日本人移住者である筆者自らがガリンペイロ生活を体験し、日本語で綴った、おそらく唯一の書。



発行/(公財)海外日系人協会 〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港2-3-1 JICA横浜2F
TEL:045-211-1780 FAX:045-211-1781
E-mail:info@jadesas.or.jp URL:www.jadesas.or.jp 編集発行人/白川 光徳

Health and Life Insurance for foreigners in Japan
短期滞在・日本在住の外国人向け医療・生命保険

- ✿ VIVA MED-S (Life and Health coverage)
医療保険(100%保障)+生命保険
- ✿ VIVA MED-30
医療保険(30%保障)+生命保険
- ✿ 3ヶ月以内の短期滞在者向けの保険

- ✿ 外国人留学生向け保険
- ✿ 外国人技能実習生向け保険

For more information, call:

TOLL FREE: 0120-656-684
TEL: 046-265-6685

Visit www.vivavida.net



少額短期保険会社
(株)ビバビダメディカルライフ
VIVAVIDA MEDICAL LIFE CO., LTD
関東財務局長(少額短期保険)第51号

